



正規の通販サイトにそっくり!? 有名ブランドのサイトデザインやロゴを盗用した「成り済まし通販サイト(偽サイト)」にご注意を!

【問い合わせ】消費生活センター(村民相談室内 ☎287-0858)

コロナ禍で「新しい生活様式」が求められる中、インターネットの通信販売を利用する方が増えています。正規の通販サイトのデザインやロゴ、写真等を無断でコピーした「偽サイト」と知らずに商品を購入してしまい、「代金を支払ったが商品が届かない」「偽物が届いた」という被害が多く発生しています。



相談事例

【事例①】…人気があり入手困難な鍋が、インターネット上で3割引で販売していたので、すぐに購入した。いつまでたっても商品が届かないのでメールで問い合わせたが、返信がない。購入したサイトを改めてよく見ると、正規のサイトとは少し違うところがあり、住所はでたらめで、電話番号の記載もなかった。正規サイトに成り済まし偽サイトだったようだ。代金を口座に振り込んでしまったが、返金してもらえるだろうか。

【事例②】…人気のスニーカーを「今なら格安で購入できる」というネット広告から購入したが、後日、海外から全く違う商品が届いた。返品したいと

メールで問い合わせたが返信がない。支払った代金はどうなるのか。



トラブルに遭わないために…

正規のサイトにそっくりで、見分けがつかない偽サイトもあります。URLに不審な点がないか確かめたり、複数の通販サイトと比較したりするなど、購入前によく確認しましょう。また、個人名義の銀行口座には、絶対に振り込まないようにしましょう。

【こんなサイトは要注意! 「偽サイト」の特徴】

- ▽正確な運営者情報(運営者、住所、電話番号など)が記載されていない
- ▽価格が極端に安い
- ▽日本語の表現が不自然である
- ▽支払い方法が個人名の銀行口座への振り込みしかない



トラブルに遭ったらすぐに相談を!

「おかしいな」「心配だな」と思ったときは、一人で悩まずに、すぐに最寄りの消費生活センターや消費者ホットライン(☎188)へ相談しましょう。

国民年金 だより



「ご存じですか?」「国民年金保険料の免除・納付猶予制度」

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料(令和3年度は1万6610円/月)を納める必要があります。保険料を納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

保険料を納めることが難しい場合は、手続きにより免除等を受けることができます。審査の結果承認された期間は、年金の受給資格期間に含まれますが、年金額は、保険料を全額納めた時と比べて少なくなります。納付猶予期間は、後から追納で納付した場合のみ、年金額に反映します。

■令和3年度の免除・納付猶予の申請は、7月1日(木)から令和3年7月分から令和4年6月分までの期間を対象として審査を行います。学生の場合は、4月分から翌3月分までの在学期間を対象とした「学生納付特例制度」の申請が可能です。なお、申請可能期間については、申請時点の2年1か月前の月分までとなります。

■保険料免除・納付猶予を申請するには
印鑑と年金手帳が必要です。また、次の場合は必要書類をご用意ください。

- ▼失業による特例免除…雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票等の写し(ハローワーク等の公的機関が交付する、失業の事実が確認できる証明書等)
- ▼学生納付特例制度…学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本) ※学生証の発行が遅延している方は、申請書の備考欄に「学生証発行遅延のため後日送付」と記入して提出し、学生証入手後は速やかに送付してください。

■問い合わせ

水戸北年金事務所(☎231局2283)、住民課保険年金担当(☎282局17111 内線11331~11333)